

## 第8章 インド太平洋の海洋秩序：国際法の観点から

鶴田 順

### はじめに

本報告書は、アジアの海における各国の紛争・対立に対処していくうえでの課題と当該課題を克服していくための基本的な考え方について、国際法の観点から整理することを目的としている。まず、第1節で、アジアの海における各国の紛争・対立の現状について整理する。次に、第2節では、当該紛争・対立がたびたび発生している海域である排他的経済水域の法的性格について整理する。第3節では、当該紛争・対立が具体化した局面で事案対処などにあたっている各国政府の海上法執行機関による権限行使の内容・目的・限界を整理する。第4節では、海上での法執行活動と軍事活動の境界について検討し、各国政府の海軍ではなく海上法執行機関による権限行使であれば、国際法上、当然に法執行活動にあたるわけではないことを指摘する。そして、最後に、第5節では、本研究プロジェクトが政策提言事業であることをふまえ、各国政府の海上法執行機関の公用船舶の海上での直接対峙が「実力の行使」を伴う衝突に拡大することを防止するための方策として、「危機管理メカニズム」の構築を提言する。

### 1. アジアの海における各国の紛争・対立

近年、アジアの海では、いわゆる海洋権益をめぐる国家間の紛争・対立が頻発し、その激しさが増している。とりわけ、インド洋と太平洋の間に位置する戦略的に重要な海域であって、国際物流にとっては重要な海上交通路であり、漁業資源やリン鉱石、さらに石油やガスなどの天然資源も豊富であるとされる南シナ海の問題状況は深刻である。

南シナ海は、東部をフィリピン諸島やボルネオ島、西部をインドシナ半島、南部をジャワ島やスマトラ島、北部を台湾や海南島に囲まれた、面積が約300万km<sup>2</sup>に及ぶ海域である。南シナ海では、ベトナムとフィリピンの間にある南沙諸島（スプラトリー諸島）については中国、台湾、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイが、また、中国・海南島の南方にある西沙諸島（パラセル諸島）については中国、台湾とベトナムが領有権を主張している。これらの島々では、実力による島の奪取や占拠、島への観測所、滑走路や埠頭などの建設、また、島の周辺海域においては、漁獲活動禁止に係る一方的な宣言、外国漁船の拿捕や漁民の逮捕・拘束などが発生している。さらに、外国人漁業の取り締まりなどを契機にして、各国政府の軍艦や公用船舶（公船）が海上で直接に対峙するという事案も頻発している。

例えば、2009年3月には、海南島の南方約70カイリの海域において、中国人民解放軍海軍の情報収集艦、中国政府の国土資源部国家海洋局中国海監総隊（海監）の公船（「海監83」）、農業部漁業局漁政検査隊（漁政）の公船などが、米国海軍の海洋監視艦インペッカブル号に接近・包囲して、同号の航行と情報収集活動を妨害し、現場海域からの同号の退去を要

求した<sup>1</sup>。また、2011年5月には、海南島の南方約320カイリ、ベトナム中部の東方約120カイリの海域において、海監の公船などが、「中国管轄水域における通常の取り締まり活動」として、ベトナムの国営石油会社系列の資源探査船の調査ケーブルを切断するという事案も発生している。さらに、2012年4月には、フィリピンのルソン島西方約100海里にあるスカボロー礁で、フィリピン海軍の艦船が中国漁船に立ち入り検査を行ったことに端を発して、約2カ月間にわたり、フィリピン沿岸警備隊の公船と中国政府の海監や漁政などの公船が現場海域で直接対峙するという事案が発生した。

中国政府の海監や漁政は、通常は、軍事活動を行う機関ではなく、海上での法執行活動などに従事する機関である。1982年の「海洋法に関する国際連合条約」(国連海洋法条約)(効力発生は1994年、日本についての効力発生は1996年)の採択後、中国政府は海上での法執行体制の整備を進めた。国土資源部国家海洋局に法執行部隊を発足させるとともに、漁業に関する行政機関の構築を進め、漁業関係法令の執行にあたる部隊の組織化にも着手した。現在、中国政府の海上での法執行活動は、海洋権益維持を所掌する国土資源部国家海洋局中国海監総隊(海監)、漁業監督管理を所掌する農業部漁業局漁政検査隊(漁政)、船舶交通管理を所掌する交通運輸部海事局(海巡)、沿岸警備を所掌する公安部边防管理局公安边防海警総隊(海警)、税関業務を所掌する海関総署密輸取締警察(海関)という5つの行政機関(「五龍」と呼ばれることがある)によって担われている。

中国政府は、1992年の「中華人民共和国領海及び接続水域法」によって領有権をめぐって他国と紛争・対立のある南シナ海の島嶼(東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島及び南沙諸島)や東シナ海の尖閣諸島などを自国の領土として明確に位置づけたのをはじめ、1998年の「中華人民共和国排他的経済水域及び大陸棚法」や2001年の「中華人民共和国海域使用管理法」の採択など、海洋権益などを確保するために国内法令を整備し、その執行体制の整備も着実に進めてきた<sup>2</sup>。

なお、中国政府は、南シナ海に“nine-dotted line”(あるいは“U-shaped line”)といわれる線を一方的に引き、その内側の海域にある島嶼の領有権など、同海域における主権や管轄権を主張している。台湾のPeter Kien-Hong Yu教授の研究などによれば、“nine-dotted line”は1914年に非公式に中華民国の地図に描かれ、1947年12月に中華国内政省地域局が作成し国民政府が議決・公布した地図に歴史的な水域の範囲を示すために描かれたのがその始まりだという<sup>3</sup>。中国政府は、2009年5月の大陸棚限界委員会(CLCS: Commission on the Limits of the Continental Shelf)へのマレーシア・ベトナム共同申請を受けて、国連中国政府代表部から国連事務総長宛ての2009年5月7日付けの口上書(CML/17/2009)において、南シナ海における自国の主張の論拠として“nine-dotted line”を公式に用いている。

## 2. 排他的経済水域という海域の捉え方

このような、アジアの海における紛争・対立がたびたび発生している海域が「排他的経済水域」(EEZ: Exclusive Economic Zone)である。EEZとは、各国の領域主権が及ぶ領海の外側に、基線(base line)から200カイリ(約370km、なお1カイリは1.852km)を越えな

い範囲で設定される海域である。1970年代に、中南米諸国やアフリカ諸国は、自国沿岸の領海の外の広い海域における資源管轄権を主張する構想を打ち出した。例えば、1972年にドミニカ共和国のサント・ドミンゴで開催された「海洋の諸問題に関するカリブ海諸国の特別会議」で採択された宣言は「パトリモニアル・シー（世襲海）（「父祖伝来の海」の意）」を提唱した。また、同年にカメルーンのヤウンデで開催された「海洋法に関するアフリカ諸国セミナー」で採択された結論はEEZ制度を提唱した。そのような構想が国際的に広範な支持を受け、国連海洋法条約では、領海の幅員を12カイリ（約22 km）までとする一方で、領海の外側の領海基線から200カイリまでの海域に、沿岸国が資源管轄権を有する海域としてEEZを設定することが認められた。

国連海洋法条約におけるEEZ制度の採用は、領海の拡大要求を12カイリまで抑え（当時、中南米諸国やアフリカ諸国には、200カイリの領海を主張する国もあった）、「公海の自由」を広い海域で享受したい先進国と、自国の沿岸の広い海域で資源管轄権を確保したい発展途上国との間の調整の所産であったといえる。

国連海洋法条約は、EEZ制度はあくまでも同条約上の制度であり、同条約の非当事国が有する権利義務に影響を及ぼすことはないという意味で、「特別の法制度」（同55条）であると規定している。しかし、国連海洋法条約の起草段階で、多くの国がEEZ制度の趣旨をふまえて国内法を整備し、自国の沿岸海域にEEZを設定した。EEZ制度は、今日、国連海洋法条約上の制度であるにとどまらず、諸国の実行を通じて国際慣習法上の制度として確立したとの評価も多く、このような評価を支持する国際司法裁判所の判決もある（1985年のリビア＝マルタ大陸棚境界画定事件判決）。

日本は、国連海洋法条約の起草段階の1977年に「領海法」と「漁業水域に関する暫定措置法」を制定し、領海の幅員を日本の基線から12カイリに拡大する一方で（例外的に、宗谷海峡や津軽海峡などの「特定海域」については、領海の幅員3カイリを維持）、日本の基線から200カイリまでの海域に、資源一般に関する管轄権ではなく、漁業（水産動植物の採捕または養殖の事業）に関する管轄権を有する海域として「漁業水域」（いわゆる「漁業専管水域」）を設定した。その後、1996年に国連海洋法条約を批准する際に、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を制定し、日本の基線から200カイリまでの海域に、天然資源に関する主権的権利などを行使できる海域としてEEZを設定した。EEZの設定により、日本の内水・領海・EEZを合わせた広さは約447万km<sup>2</sup>となり、日本の領土面積約38万km<sup>2</sup>の約12倍、アメリカ合衆国、フランス共和国、オーストラリア連邦、ロシア連邦、カナダに次ぐ世界第6位の広さとなった。

沿岸国は、EEZにおいて、主権が及ぶ領海とは異なり、あくまでも特定の事項に関する主権的権利や管轄権を有している。EEZ制度は沿岸国の経済的利益の追求を主たる目的として設定された制度であることから、国連海洋法条約56条1項は、沿岸国はEEZにおいて「天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利」とEEZにおける「経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等）に関する主権的権利」を

有すると規定し、EEZ 制度の中心に位置づけている。他方で、「人工島、施設及び構築物の設置及び利用」、「海洋の科学的調査」、「海洋環境の保護及び保全」については、沿岸国は「管轄権」を有すると規定している。

このように、国連海洋法条約 56 条 1 項では「主権的権利」と「管轄権」が使い分けられているが、ここでの使い分けは、沿岸国による国内法令の執行権限の有無やそのあり方と連動しているわけではない。国連海洋法条約では、EEZ の沿岸国による外国船舶に対する国内法令の執行権限が明文で規定されている事項（天然資源のうち生物資源の探査・開発・保存・管理や海洋環境保護などに関連した執行権限の行使）と明文で規定されていない事項（海洋の科学的調査の規制などに関連した執行権限の行使）があるため、国内法令の執行権限が明文で規定されていない事項についての執行権限の行使の可否については議論があるところである<sup>4</sup>。

一方、EEZ は、従来は公海であった海域に沿岸国の主権的権利や管轄権が認められた海域であり、国連海洋法条約 56 条 1 項に規定された特定の事項以外については公海としての性格が維持されている。国連海洋法条約 58 条 1 項は、すべての国は、EEZ において、「航行及び上空飛行の自由並びに海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由並びにこれらの自由に関連し及びこの条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用（船舶及び航空機の運航並びに海底電線及び海底パイプラインの運用に係る海洋の利用など）の自由を享有する」と規定している。同条項は、EEZ における船舶（各国政府の軍艦や公用船舶を含む）などのとくに航行の自由は、国連海洋法条約 87 条 1 項に規定された「公海の自由」におけるそれと同義であることを確認した規定であると解される。他方で、同条 3 項は、いずれの国も、EEZ において、「この条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払う」義務を負うと規定している。

それゆえ、例えば、公海上で各国政府の軍艦や海上警察機関などの公用船舶は旗国主義に基づき自国籍船舶に対して執行管轄権を行使することができるが、ある国の EEZ において当該執行管轄権を行使するに際しては、EEZ の沿岸国が有する主権的権利や管轄権に「妥当な考慮」を払う義務がある。国連海洋法条約 58 条 3 項の「妥当な考慮」を払う義務の設定は条約起草過程の調整の所産であり、EEZ の非沿岸国のいかなる海の利用が当該義務を履行したものといえるか、またその逆についても、あいまいさが残る<sup>5</sup>。

この点、中国政府は、1998 年の「中華人民共和国排他的経済水域法及び大陸棚法」は、その 11 条において、「いずれの国家も、国際法及び中国の法律、法規を遵守するという前提のもとで、中国の排他的経済水域において、航行の自由、飛行の自由を享受し、中国の排他的経済水域及び大陸棚において海底ケーブル及びパイプラインを敷設する自由、及び上記自由と関連するその他合法的に海洋を利用する便宜を享受することができる。」と規定し、中国の EEZ について、国連海洋法条約 56 条 1 項に規定された特定の事項以外については公海としての性格が維持されていることを承認している。

他方で、海上での（とくに EEZ での）沿岸国の国内法令の執行権限の行使の有無の解釈



やそのあり方については、各国の理解に違いがあるものもある。例えば、ある国の EEZ において他国政府の軍事機関が行う調査活動は、国連海洋法条約によって規制されているのか否かについての解釈については議論があるところである。第三次国連海洋法会議では、海洋の軍事的な利用について大いに議論されたが、ある国の EEZ における外国政府の軍事機関による測量活動 (military survey) の可否や規制のあり方が議論となることはなかった。したがって、同会議を経て採択された国連海洋法条約においても、military survey に直接に言及している規定は存在しない。例えば、米国政府は、military survey と「海洋の科学的調査」(MSR: Marine Scientific Research) をまったく別概念であると捉え、military survey については国連海洋法条約 13 部の MSR 関連規定の適用を受けず、沿岸国の同意を得る必要はないと主張している<sup>6</sup>。他方で、中国政府は、military survey と MSR の区別を否定し、自国の EEZ における MSR は、その主体の如何にかかわらず、国連海洋法条約 13 部の MSR 関連規定の適用を受けるという立場であり、1998 年の「中華人民共和国排他的経済水域法及び大陸棚法」は、その第 9 条において、「いかなる国際組織、外国の組織または個人も、中国の排他的経済水域及び大陸棚において海洋科学研究を実施する場合には、中国の主管機関の認可を受けるとともに、中国の法律、法規を遵守しなければならない」と規定している。2009 年 3 月に中国の EEZ で発生した中国人民解放軍海軍の情報収集艦や中国政府の公船などが、米国海軍の海洋監視艦インペッカブル号に接近・包囲して、同号の航行と情報収集活動を妨害し、現場海域からの同号の退去を要求した事案は、米中間の国連海洋法条約の解釈の違いが具体的な事案で露呈したものといえる。

### 3. 各国政府の海上法執行機関による権限行使の性格

南シナ海における領有権をめぐる関係国間の紛争・対立を緩和するために、東南アジア諸国連合 (ASEAN) と中国は、2002 年に「南シナ海における関係国の行動に関する宣言」(DOC: Declaration on the Conduct of Parties) を採択した。この DOC では、国連憲章や国連海洋法条約などの遵守、南シナ海における「航行の自由」と「上空飛行の自由」の尊重、領有権や海域の管轄権をめぐる紛争の平和的解決、関係国による紛争の複雑化あるいは拡大をもたらしかねない行為 (現在居住していない島などへの居住など) の自制がうたわれた。また、DOC が法的拘束力を有さない文書であることから、今後、関係国が、南シナ海の平和と安定をさらに促進するような「南シナ海における行動規範」の採択に向けて作業を進めることについて合意するとされた。さらに、2011 年には「DOC の実施のための指針」が策定されて、DOC をふまえた具体的な措置や行動の実施についての決定は、法的拘束力を有する行動規範の採択を導くものであるべきであるとされた。

しかし、2012 年 7 月に開催された ASEAN 外相会議などでは、行動規範に盛り込むべき内容について、ASEAN・中国間のみならず、ASEAN 加盟国間においても見解が対立し (フィリピンやベトナムなどは、行動規範が紛争解決のための規則となることを主張し、他方で、中国、タイやカンボジアなどは、行動規範が関係国の相互信頼の醸成・強化に資するような国際協力の枠組みとすることを主張した)、行動規範の採択に至らなかった。また、

ASEAN としての南シナ海問題に関する見解表明を行うこともできなかった。

他方で、東シナ海の日本の周辺海域においても、日本の領海や排他的経済水域（EEZ）における外国漁船による違法な漁獲活動や公務執行妨害のみならず、東シナ海の境界未画定の海域における中国政府による海底資源の探査・開発、日本の EEZ における中国政府の海監による事前通報のない海洋の科学的調査、さらに、尖閣諸島周辺の日本の領海への海監や漁政の公船の進入と「無害でない通航」が頻発しており、日本政府の海上法執行機関である海上保安庁などが事案対処にあたっている。

また、日本海の竹島については、2005年3月に島根県が2月22日を「竹島の日」とする条例を制定したことなどを契機に、大韓民国（韓国）国民の反日感情が高まった。2006年4月、海上保安庁は、竹島周辺の海域を含む日本海南西部海域の海洋調査を計画した。これに対して、韓国政府は、当該調査を行う海上保安庁の測量船を拿捕する可能性も示唆し、両国間の緊張が高まった。その後、日韓両国政府の外務次官級の協議が行われ、韓国政府は海底地形名称に関する国際委員会である海底地形名小委員会に竹島周辺の海底地形の韓国名の登録を提案せず、他方で、日本政府は日本海南西部海域の海洋調査を中止し、さらに、EEZの境界画定交渉を再開することなどについて合意し、事態の收拾が図られた。

このように、アジアの海では、主に各国政府の海上法執行機関が、海洋権益をめぐる国家間の紛争・対立が具体化した局面において事案対処などにあたっているが、そもそも、海上法執行機関による権限行使とはどのような内容や目的を有するもので、またいかなる限界を有するものなのであろうか。

各国政府の海上法執行機関による権限行使は、基本的には、管轄下の私人などに対する各国の国内法令の適用・執行である。各国国内法令における「犯罪」に関連した海上での法執行権限の行使は、具体的には、国内法令の励行の確認や犯罪の予防を行い、犯罪行為が発生した場合には、犯罪を鎮圧・捜査し、犯人が明らかとなれば、犯人を逮捕して刑事司法手続きに乗せるという権限行使である。海上での法執行権限の行使を通じて、例えば、領海や EEZ における外国人による無許可の漁獲活動をやめさせることで、漁業資源の保全・管理などを図ったり、輸出入が規制されている物品の密輸入を阻止し、外国人による不法上陸を阻止することで、秩序の維持・創設を図ることができる。

海上法執行機関による権限行使には、自国領域（領土、領海と領空）の主権を確保し、領土保全の侵害を排除するなど、国家安全保障に資する側面もあるが、これらはあくまでも海上での法執行権限の行使の副次的な「効果」であり、海上での法執行権限の行使が直接に目的とするものではない。

また、海上法執行機関による権限行使のあり方は、このような内容・目的を有するものであるため、犯人を捜査し逮捕するなどの刑事司法手続きに乗せることを不可能ならしめるような過度の「実力の行使」は、海上法執行機関による権限行使の目的と整合するものとはいえず、国際法の観点からも許容されるものではない。

#### 4. 海上での「法執行活動」と「軍事活動」の不明確な境界

停船命令を無視して逃走する外国船舶などに対する「実力の行使」については、これまで国際裁判などにその法的評価が求められることは少なく、1929年に発生し米国と英国が争った「アイム・アローン号事件」、1961年に発生し英国とデンマークが争った「レッド・クルセーダー号事件」、そして、1997年に発生しセント・ビンセントとギニアが争った「サイガ号事件」が代表的な事例である。これらの事例を通じて整理されてきた「実力の行使」に関する基本的な考え方は、「海上での法執行権限の行使に伴う実力の行使は、必要かつ合理的な範囲内のものであれば許容される」とするものである。このような「実力の行使」に関する考え方は、国際条約や勧告でも採用されており、例えば、「ストラドリング魚類及び高度回遊性魚類資源保存管理に関する協定」22条1項(f)、「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」8条の2(9)や、1979年に国連総会で採択された「法執行官の行動規範」(Code of Conduct for Law Enforcement Officials adopted by General Assembly by Resolution 34/169 of 17 December 1979)などで採用されている。

しかし、「実力の行使」を行う主体の側にとっては法執行権限の行使の実効性を担保する「実力の行使」であっても、場合によっては、国連海洋法条約第301条や国連憲章第2条第4項などが禁止する「武力の行使」や「武力による威嚇」にあたりと評価されることもある。国連海洋法条約は「武力による威嚇または武力の行使」を禁止しつつ、締約国が領海、接続水域、EEZ、公海の各海域において海域に対応した事項に関する執行管轄権を行使することを許容していることから、海上での「法執行活動」と「軍事活動」を区別して捉えていると解されるが、両者の境界は必ずしも明確ではない。

2000年に発生しガイアナとスリナムが争った「CGX事件」に関する2007年の仲裁判断などをふまえると、海上での権限行使の国際法における性格決定は、権限行使主体の各国の憲法や組織設置法などの国内法令における位置付け（法執行機関として位置付けられているか、それとも軍隊として位置付けられているか）よりも、当該権限行使が、(1)いかなる状況で（領有権や境界画定をめぐって国家間で紛争・対立のある海域での権限行使であるかなど）、(2)いかなる法的評価のもとに（権限行使の対象者の行為が主権侵害であるのか、国際法上の権利侵害・義務違反であるのか、自国の領海における外国船舶による「無害ではない通航」であるのか、国内法令違反であるのかなど）、また、(3)いかなる権限行使がなされているか（拿捕や逮捕などを行うことで刑事司法手続きに乗せることを目的としているかなど）によって決せられるといえる<sup>7</sup>。

それゆえ、各国政府の海軍ではなく海上法執行機関による権限行使であれば、国際法上、当然に「法執行活動」にあたるわけではなく、場合によっては、「軍事活動」にあたりと評価されることもある。東アジアの海では各国政府の海上法執行機関所属の公船の海上での直接対峙が頻発し、外国政府の公船に対する権限行使が（場合によっては相互に）行われていることから（例えば、自国のEEZにおける自国の同意を得ていない海洋の科学的調査の中止要請や自国の領海で「無害でない通航」を行う公船に対する退去要請）、当該権限行使が国際法の観点からどのように評価され、法執行活動にとどまる権限行使であるといえ

のかについて、上記（1）から（3）の事項に着目して整理しておく必要がある。

##### 5. おわりに ー各国政府の海上法執行機関の公船の「衝突」回避のために

他方で、アジアの海では、現に、各国政府の海上法執行機関の公船の海上での直接対峙が頻発していることから、こうした対峙が「実力の行使」を伴う「衝突」に拡大することを防止する方策についても検討しておく必要がある。そのような方策としては、各国政府の海軍の艦船の海上での衝突回避や妨害行為回避などのために締結されている海上事故防止協定（INCSEA）を参考にしつつ（例えば、1972年の米ソ海上事故防止協定や1993年の日露海上事故防止協定）、「危機管理メカニズム」を構築するのが有益であると考えられる。

危機管理メカニズムの内容としては、（1）各国政府の海上法執行機関が事案対処などにあたっている現場海域で、法執行官が「緊急事態」において直接に利用可能な「相互連絡メカニズム」の設定、（2）各国政府の海上法執行機関の現場海域にいる法執行官が共有可能な「安全基準」の確認・設定が有益であると考えられる。

（1）の「相互連絡メカニズム」の設定とその実効性を確保するためには、「いかなる状況が緊急事態であるのか」について相互に了解しておく必要がある。「相互連絡メカニズム」の対象となる海域についても、国家間で紛争・対立が発生している海域である場合は、いわゆる disclaimer 条項（「一方の締約国の海上法執行機関が本協定に基づく措置をとる場合であっても、そのことは当該海域に関する当該締約国の主張に何ら影響を及ぼすものではない」などの条項）を活用するなどして、対象海域を特定しておく必要がある。また、そのような状況や海域においていかなる対応をとるべきかについては、相互に連絡すべき基本的事項やその方法・手段などについては、できるだけ具体的な形で相互に了解しておく必要がある。また、（2）については、1972年海上衝突予防規則条約に付属された「衝突予防国際規則」の実施義務の確認や、前述の海上での法執行権限の行使の実効性担保としての「実力の行使」に関する国際法上の規則の確認などが考えられる。

なお、日露海上事故防止協定は、両国の艦船に適用される規則として、①相手国の艦船が近接する場合は、衝突の危険回避のための十分な距離を維持すること、②相手国の艦船の監視を行う場合には、衝突の危険を回避できる距離にとどまり、かつ監視対象の艦船の航行を危険に陥れるような行動を避けること、③両国艦船が相互に視野内にある場合には、自らの行動・意図を他方の艦船に示し、衝突予防国際規則、国際信号書およびこの協定自体に付属された信号表に定める信号やVHF通信チャンネルなどを使用することなどを詳細に規定している。さらに、両国の艦船が禁止される行為としては、①相手国の艦船に対して、砲、ミサイル発射装置や魚雷発射管などを指向することによる模擬攻撃、②相手国艦船の艦橋を照射する目的での探照灯などの使用、③相手国艦船の通信システムに対する故意の電波妨害などを具体的に規定している。

危機管理メカニズムの構築は、当該構築に至る過程における関係国の立場や解釈などの明確化、関係国間の課題の整理、当該課題を関係国で検討するための枠組みの設定や共通言語の獲得などにおいても意味がある。また、このような連絡メカニズムの設定や安全基



準の確認・設定が「危機管理メカニズム」として有効に機能するためには、このようなメカニズムの構築目的、さらには、海上での法執行権限の行使の内容や目的とその限界についての認識の共有が必要である。

— 注 —

- <sup>1</sup> インペッカブル号事件については、*Chinese Journal of International Law*, Vol. 9 (2010) and Vol. 10 (2011) に掲載された本事件を扱った6本の論考などを参照。とりわけ、cf. Paul (Pete) Pedrozo, “Preserving Navigational Rights and Freedoms: The Right to Conduct Military Activities in China’s Exclusive Economic Zone,” *Chinese Journal of International Law*, Vol. 9 (2010), pp. 9-29, Zhang Haiwen, “Is It Safeguarding the Freedom of Navigation or Maritime Hegemony of the United States?—Comments on Raul (Pete) Pedrozo’s Article on Military Activities in the EEZ,” *ibid*, pp. 31-47.
- <sup>2</sup> 中国の海洋関係国内法令については、cf. 海洋政策研究財団『平成17年度中国の海洋政策と法制に関する研究』(海洋政策研究財団, 2006年), 龔迎春「中国における海洋法の理論と実践—海峡, 湾, 港について」『法學政治學論究』第36号(1998年), pp.99-148, 龔迎春「中国における海洋法の理論と実践—領海制度(南海諸群島を含む)について」『法學政治學論究』第43号(1999年), pp.157-211.
- <sup>3</sup> Peter Kien-Hong Yu, 2003, “The Chinese (Broken) U-shaped Line in the South China Sea: Points, Lines, and Zones,” *Contemporary Southeast Asia*, Vol.25 (3), p.407. U-shaped Line については、その他に、cf. 佐藤孝一「中国と「辺疆」: 海洋国境—南シナ海の地図上のU字線をめぐらる問題」『境界研究』第1号(2010), pp.19-43, 李国強「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』第1号(2010), pp.45-56.
- <sup>4</sup> 奥脇直也教授は、EEZの沿岸国はいかなる限度でEEZに国内法令を適用できるか、さらに執行できるかについて、複雑な調整とその限度についての判断が必要となるのであり、この調整の重荷に耐えられない国家はEEZを限りなく自国の領域に近づけて運用しようとする旨を指摘する。奥脇直也「海洋権益の保護と日本」『学士會報』第898号(2013年), p.22.
- <sup>5</sup> EEZの沿岸国が有する主権的権利や管轄権に「妥当な考慮」を払わない行動としては、例えば、① EEZの沿岸国の平和や秩序、安全保障の不当な侵害、② EEZの沿岸国による自国の資源や環境を保護・管理する権利の行使の妨害、③ EEZの沿岸国による人工島、施設および構築物の設置および利用に係る管轄権の行使の妨害が含まれると解される。  
例えば、EEZの沿岸国が海底資源の探査・開発を行っている海域において、外国政府の軍艦や公船が当該資源探査・開発のための機器を物理的に損壊するという行為は、明らかに国連海洋法条約58条3項の「妥当な考慮」を欠く行為である。また、EEZの沿岸国政府の海上警察機関が自国のEEZで既に拿捕した外国漁船に、その旗国政府の海上警察機関の公用船舶が接触する場合、当該旗国政府は沿岸国が自国のEEZで有している漁業取締り権限の行使の妨害とならないように、「妥当な考慮」を払う義務がある。
- <sup>6</sup> この論点についての詳細な検討を行った論考として、cf. 長岡憲二「排他的經濟水域におけるMilitary Surveyに関する一考察」『関西大学法学論集』第55巻第3号(2005年), pp. 658-686.
- <sup>7</sup> Cf. Patricia Jimenez Kwast, “Maritime Law Enforcement and the Use of Force: Reflections on the Categorisation of Forcible Action at Sea in the Light of the Guyana/Suriname Award,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 13, Issue 1 (2008), pp. 49-91, 西村弓「海洋安全保障と国際法」日本国際問題研究所『守る海、繋ぐ海、恵む海—海洋安全保障の諸課題と日本の対応—』(日本国際問題研究所, 2012年), pp.91-96.